

「週休 2 日」工事実施要領（農業土木工事編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、枕崎市が所管する農業土木事業に関する工事（以下「農業土木工事」という。）において、「週休 2 日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休 2 日が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 本要領で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1 週休 2 日

現場閉所による週休 2 日及び交替制による週休 2 日の総称をいう。

2 現場閉所による週休 2 日

（1）週休 2 日

ア 週単位の週休 2 日

対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間のすべての月において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全体を一時中止している期間及び余裕期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 交替制による週休2日

(1) 週休2日

ア 交替制による週単位の週休2日対象期間のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する取組をいう。

イ 交替制による月単位の週休2日対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

ウ 交替制による通期の週休2日対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全体を一時中止している期間及び余裕期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

(3) 1週間に2日間以上の休日

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、枕崎市が発注する農業土木工事において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事（例：災害時の応急・復旧工事、随意契約工事）
- (2) 現場条件の制約等がある工事（例：連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事）
- (3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事

(発注方式)

第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

(実施手続)

第6条 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1、2参照）」（以下、「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

交替制による週休2日に取り組む場合は、対象となる技術者及び技能労働者各個人の週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

- 2 受注者は、「週休2日」工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）
- 3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所による月単位の週休2日を達成とした場合の補正係数、又は交替制による月単位の週休2日を達成とした場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、又は平均休日率の達成状況を確認後、週単位の週休2日を達成した場合は、週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。

2 補正係数

(1) 現場閉所による週休2日

	週単位の週休2日 現場閉所1週間に2 日以上	月単位の週休2日 現場閉所率 28.5%(8日/28 日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

(2) 交替制による週休2日

	交替制による週 単位の週休2日 休日率28.5%(2日 /7日)以上	交替制による週 単位の週休2日 休日率28.5%(8日 /28日)以上
労務費	1.02	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.02

3 補正方法

(1) 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

(2) 共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

(3) 現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

4 労務費補正は、「公共工事設計労務単価 51 職種」及び土地改良工事積算基準(施設機械)を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事に計上する職種を対象とする。ただし、上記施設機械工事の製作工事に計上する職種及び業務職種は除く。

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を達成できない場合については、必要に応じて、工事成績評点要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の週休2日以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

(留意事項)

第9条 「週休2日」工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、週単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。
- (7) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

(市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正)

第10条 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

- (1) 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数	
		週 単 位	月 単 位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1 . 0 2	1 . 0 2
鉄筋工（ガス圧接）		1 . 0 1	1 . 0 1
防護柵設置工 （ガードレール）	設 置	1 . 0 0	1 . 0 0
	撤 去	1 . 0 2	1 . 0 2
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設 置	1 . 0 2	1 . 0 2
	撤 去	1 . 0 2	1 . 0 2
防護柵設置工 （落石防護柵）		1 . 0 1	1 . 0 1
防護柵設置工 （落石防止網）		1 . 0 1	1 . 0 1
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設 置	1 . 0 0	1 . 0 0
	撤 去	1 . 0 2	1 . 0 2
道路標識設置工	設 置	1 . 0 0	1 . 0 0
	撤去・移設	1 . 0 1	1 . 0 1
道路付属物設置工	設 置	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤 去	1 . 0 2	1 . 0 2

法面工		1 . 0 1	1 . 0 1
吹付砕工		1 . 0 1	1 . 0 1
軟弱地盤処理工		1 . 0 1	1 . 0 1
橋梁用伸縮継手装置設置工		1 . 0 1	1 . 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1 . 0 2	1 . 0 2
橋面防水工		1 . 0 1	1 . 0 1

(2) 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数	
		週 単 位	月 単 位
区画線工		1 . 0 2	1 . 0 2
排水構造物工		1 . 0 2	1 . 0 2
コンクリートブロック積工		1 . 0 2	1 . 0 2
構造物とりこわし工	機 械	1 . 0 1	1 . 0 1
	人 力	1 . 0 2	1 . 0 2
橋梁塗装工		1 . 0 1	1 . 0 1

附 則

この要領は、令和８年８月１日から施行する。